

別表1 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体で整備されるものであって知事が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数	
小規模介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
小規模介護医療院	61,000 千円	施設数	
小規模養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
緊急ショートステイ	1,300 千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
第3条(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に 1.05 を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備（既存建物等の改修を含む）			
認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を9,710千円とする。	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
介護医療院	61,000 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
介護医療院	61,000 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。	

			ただし、増員分は対象外。	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員分は対象外。	

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

別表2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員30人以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。 ただし、施設開所後に発生する経費(クラウド利用料、リース料、その他保証料等)については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,580 千円	施設数		
定員29人以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
小規模介護老人保健施設				
小規模介護医療院				
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数		
都市型軽費老人ホーム	458 千円	定員数		
小規模養護老人ホーム	458 千円	定員数		
施設内保育施設	4,580 千円	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設される</li> </ul>	239 千円	定員数 (転換前床数)	介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への円滑な転換に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負	

<p>ショートステイ用居室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>			<p>費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</p> <p>ただし、施設開所後に発生する経費(クラウド利用料、リース料、その他保証料等)については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。</p>							
<p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p>			<p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施についての別紙1・別紙2を準用する。</p>							
<p>定員30人以上の広域型施設等</p>										
<table border="1"> <tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td></tr> <tr><td>介護老人保健施設</td></tr> <tr><td>介護医療院</td></tr> <tr><td>ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td></tr> <tr><td>養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td></tr> </table>	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	介護老人保健施設		介護医療院	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	養護老人ホーム	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<p>458千円</p>	<p>定員数</p>	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室										
介護老人保健施設										
介護医療院										
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)										
養護老人ホーム										
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)										
<p>定員29人以下の地域密着型施設等</p>										
<table border="1"> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td></tr> <tr><td>小規模介護老人保健施設</td></tr> <tr><td>小規模介護医療院</td></tr> <tr><td>小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr> <tr><td>小規模介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td></tr> </table>	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	小規模介護老人保健施設	小規模介護医療院	小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	小規模介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<p>458千円</p>	<p>定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室										
小規模介護老人保健施設										
小規模介護医療院										
小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)										
認知症高齢者グループホーム										
小規模多機能型居宅介護事業所										
看護小規模多機能型居宅介護事業所										
小規模介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)										

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630 千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	229 千円	定員数	
小規模養護老人ホーム	229 千円		
施設内保育施設	2,290 千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
介護予防拠点	109 千円	1 か所	

別表3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率
<p><b>【本体施設】</b></p>			
<p>定員 30 人以上の広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。</p>	<p>1/2</p>
<p>定員 29 人以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> <li>・小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・施設内保育施設</li> <li>・小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			
<p><b>【合築・併設施設】</b></p>			
<p>定員 29 人以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> </ul>			

別表4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。
「個室→ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,600 千円	整備床数	
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護医療院</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>			ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800 千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
創設	2,440 千円	転換前床数	
改築	3,020 千円		
改修	1,220 千円		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>			
介護施設等の看取り環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> </ul>	3,820 千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境整備のための改修に必要な経費

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			<p>については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
<p>共生型サービス事業所の整備</p>			<p>介護施設等の看取り環境整備に同じ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）</li> <li>・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	<p>1,130 千円</p>	<p>事業所数</p>	

別表5 民有地マッチング事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,110 千円	自治体	
整備候補地等の確保支援	5,000 千円	自治体	
地域連携コーディネーターの配置支援	4,890 千円	1か所	

別表6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	4,710 千円	台数	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090 千円	1 か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540 千円	1 か所	<p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
家族面会室の整備等経費支援	3,820 千円	施設・事業所	<p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,070 千円	定員数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表7 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率
<p>介護職員の宿舎施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>	<p>当該施設を整備するために必要な経費。 ただし、介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)が33㎡までの部分とする。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>1/3</p>